

兵庫医科大学 医学部 GPA 制度に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、兵庫医科大学 医学部の教務に関する規程第8条第3項に基づき、医学部における教育の高度な質保証の実現、成績不振者に対する個別学習指導の実施、各授業科目の成績評価基準の平準化を目的に、医学部における GPA に関する必要な事項を定める。

(G P)

第2条 医学部で使用するGrade Point (以下「GP」という。) は、満点を 100 点、合格最低点を 65 点とし、以下の表に基づき算出した「general GP」とする。

原成績 (素点)	general GP	評定記号と評価内容
100 点～90 点	4.0	S (優) :特に優れた成績である
89 点～80 点	3.0	A (優) :優れた成績である
79 点～70 点	2.0	B (良) :概ね妥当な成績である
69 点～65 点	1.0	C (可) :合格に必要な最低限度を満たした成績である
64 点～	0.0	F (不可) :不合格成績である
合格/不合格	なし	N :単位認定科目であるが、GPAの対象としない

(G P A)

第3条 Grade Point Average (以下「GPA」という。) とは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をいう。

② GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不合格(GP=0)の判定を得た場合、当該GP及びその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- 1 素点や 5 段階評価がなされていない授業科目
- 2 評価が未確定又は保留の授業科目
- 3 学期の途中の休学、退学または除籍に伴い、評価がなされていない授業科目

③ GPAは、前項に規定するGPA算定対象科目について、当該年度における同指標としての「年度GPA」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第 2 位を四捨五入するものとする。

〈GPAの計算式〉

年度GPA=(履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の当該年度の総和／当該年度の履修総単位数

累積GPA=使用しない

(GPAの取扱い)

第4条 著しくポイントが低値の場合は、進路変更（退学勧告を含む）を促す際の材料とする。

② 原則として個人成績表および成績証明書には記載しない。

③ 海外留学、マッチング等により、GPAの提示（証明）を求められた場合、都度、手続きを行う。

(GPA算定の取扱い)

第5条 GPAの算定は、大学が定める成績評価に基づいて行う。

(不合格科目の再履修の取扱い)

第6条 不合格と評価されたのちに、進級後再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、GP1.0とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、GPA制度の実施に関し必要な事項は教務委員会で検討し、学部教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年12月11日から施行する。